平成２８年（フ）第１６６０号
福岡市東区御島崎１丁目24番406号
債務者　田原理紗子（旧姓木下）
1　決定年月日時　平成28年11月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月20日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１７０７号
福岡県朝倉市小田1175番地１　Ａ２―48
債務者　國松　　勇
1　決定年月日時　平成28年11月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月20日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１７１１号
福岡市南区横手３丁目19番３―102号
債務者　山崎　香利（旧姓大嶋）
1　決定年月日時　平成28年11月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月20日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第４７１８号
大阪市西成区花園南１丁目８番７号　小池マンション207号
債務者　川村　博和
1　決定年月日時　平成28年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月18日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月31日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４７３９号
大阪府東大阪市足代２丁目６番９号
債務者　津田美由紀
1　決定年月日時　平成28年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月18日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月27日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４８３６号
大阪市西成区岸里東１丁目30番23号ファミールフタバ402
債務者　笠　慎多郎
1　決定年月日時　平成28年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月18日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月27日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４０３号
静岡市駿河区中原778番地　サンガーデン中原201号、旧住所静岡県焼津市三右衛門新田244番地の５
債務者　桂川　　直
1　決定年月日時　平成28年11月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月24日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月25日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第４０４号
静岡市駿河区中原778番地　サンガーデン中原201号、旧住所静岡県焼津市三右衛門新田244番地の５
債務者　桂川久美子
1　決定年月日時　平成28年11月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月24日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月25日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第５８０号
静岡市駿河区大坪町２番17号　第２グリーンハイツ202号、旧住所愛知県豊川市高見町４丁目92番地
債務者　薗田　貢儀
1　決定年月日時　平成28年11月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月24日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月25日午後２時
静岡地方裁判所民事第２部

破産手続廃止

平成２８年（フ）第１３６号
神奈川県横須賀市馬堀町１丁目21番２号
破産者　株式会社ゴール
1　決定年月日　平成28年11月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２８年（フ）第９１６号
福岡市博多区博多駅南１丁目３―10第24中央ビル６Ｆ
破産者　株式会社日本第一サプリ
1　決定年月日　平成28年11月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第９８号
茨城県龍ケ崎市貝原塚町3599番地８
破産者　髙野　敏夫
1　決定年月日　平成28年11月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２８年（フ）第２２２号
栃木県宇都宮市上戸祭４丁目10番35号
破産者　塚田　麻衣（旧姓別井）
1　決定年月日　平成28年11月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第４１６号
栃木県宇都宮市西川田町958番地24　アカンサス細内105
破産者　横田　敦弘
1　決定年月日　平成28年11月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第２２１号
東京都足立区谷在家１丁目19番７号
破産者　株式会社フロンティア・カラーズ
1　決定年月日　平成28年11月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２７年（フ）第７８号
鹿児島県大島郡天城町兼久1261番地
破産者　徳之島パパイヤ生産事業合同会社
1　決定年月日　平成28年11月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２７年（フ）第３６号
山口県下松市大字東豊井903番地の１
破産者　高橋工業株式会社
1　決定年月日　平成28年11月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山口地方裁判所周南支部

平成２７年（フ）第１４１４号
福岡県糸島市井原578番地１
破産者　田中石材工業株式会社
1　決定年月日　平成28年11月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所第４民事部